

2026年度体験活動プログラム参加者募集について

東京大学では、次世代を担う学生の育成を目的として、学部学生および大学院学生を対象に、国内外での多様な体験を得るためのプログラムを実施しています。

については、2026年度体験活動プログラム参加者を以下の要領により募集しますので、参加を希望する学生はこれに基づき申請を行ってください。

今後、情勢の変化等により、本プログラムの実施方法や活動内容を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1 参加資格・条件

本学の学部（前期課程、後期課程）又は大学院研究科・教育部の修士課程および博士課程相当に在籍する正規課程生が対象となります（※活動期間中に休学中である者、長期に修学を中断している者は除く）。

体験活動プログラムの参加申請は、海外・国内プログラムあわせて原則1人1回限りです。ただし、定員に空きがあるプログラムで2次募集を行う場合は、再度の申請を可能とします。（採用決定後に、プログラムを辞退して再度申請することはできません。）

研究室プログラムについては複数申請を認めます。研究室プログラムと海外・国内プログラム双方の申請も認めます。ただし、申請した複数プログラムの活動期間に重複がないことを確認し、授業等の正課活動に支障をきたさないよう、確実に参加できるプログラムのみ申請してください。多忙を理由とした辞退とにならないよう注意してください。

2 申請対象プログラム

体験活動プログラムウェブサイトに掲載されている海外、国内、研究室プログラムについて、参加者を募集します。なお、募集期間中に、プログラム要項が更新される場合があるので、最新情報については以下のウェブサイトを確認してください。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/special-activities/h19.html>



3 参加に係る費用

プログラム参加にかかる費用の目安は、各プログラム要項でご確認ください。なお、活動に要する経費の一部については、大学から奨励金として支援される場合があります。支援内容や奨励金の金額はプログラムごとに異なりますので、必ず各プログラム要項でご確認ください。

※一部のプログラムでは、大学の支援に加えて受入先が経費を支援する場合があります。

※奨励金の支給金額は変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

4 申請方法

体験活動プログラムのウェブサイトから申請してください（Microsoft Forms に回答）。申請後、UTAS に登録されているメールアドレス（E-Mail①）に自動で受付完了メールが送信されます。メールが届かない場合は、「問い合わせ先」までご連絡ください。

※申請時にログインを求められた際は「共通 ID10 桁@utac.u-tokyo.ac.jp」でログインをしてください。

5 申請期間

○海外プログラム：

2026年4月10日（金）～5月7日（木）正午

○国内・研究室プログラム：

2026年4月10日（金）～6月4日（木）正午

上記締切後、2次募集を行う場合があるので、体験活動プログラムウェブサイトを確認してください。

6 参加決定

参加申請書等に基づき、審査（面接を行うプログラムもあります）のうえ参加者を決定します。

選考結果は、本人あてにメールで通知します。

○海外プログラム：2026年5月末頃

○国内・研究室プログラム：2026年6月末頃

7 参加に係る支援

プログラム参加者は、大学が手続きを行い損害賠償責任保険等に加入します。なお、保険料については大学が負担します。

8 予防接種

プログラムによっては予防接種等が必要となる場合があります。接種費用は自己負担となるため、必要な場合は各自で手続きを行ってください。詳細はプログラム要項を確認してください。

9 参加決定後の提出物

参加者は、プログラム終了後、2週間以内に必ず「活動報告書」を提出してください。提出は体験活動プログラムのウェブサイト（Microsoft Forms）から行うことができます。提出後、UTASに登録されているメールアドレス宛に自動で受付完了メールが送付されますので、届かない場合は問い合わせ先までご連絡ください。※提出時にログインを求められた際は「共通 ID10 桁@utac.u-tokyo.ac.jp」でログインをしてください。

10 体験活動プログラム報告会

例年3月頃に学内の教職員・学生・受入先の皆さまにご参加いただき開催しています。今年度の活動を締めくくる会となるため、参加学生は出席必須です。詳細は秋以降、ウェブサイト等でお知らせします。なお、報告会では、参加学生による活動報告発表や運営ボランティアも募集する予定です。

11 辞退・キャンセルについて

参加決定後および誓約書提出後は、自己都合による辞退は認められません。やむを得ない理由で辞退する場合は、所定の辞退届の提出が必要となり、内容を確認のうえ認められた場合に限り辞退が認められます。その場合であっても、プログラムごとに定められたキャンセル料や費用負担が発生する可能性があります。

体験活動プログラムは旅行ではなく教育活動の一環として実施されます。参加にあたっては、各プログラムの指示や安全管理上のルールを必ず遵守してください。安全確保の観点から、活動期間中の学生による自動車の運転は禁止しています。

12 問い合わせ先

本部社会連携推進課 体験活動推進チーム

電話：03-5841-2541、03-5841-2542 E-mail：taikenkatsudou.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※問い合わせは原則メールでお願いします。

メールで問い合わせの際は、件名・氏名・所属・学年・電話番号を必ず明記してください。